

役場の窓口業務延長サービスの実施について

平日の日中に役場に来られない方のため、毎週水曜日（祝日を除く。）に午後7時まで窓口業務の延長を実施します。

取扱業務は次のとおりですので、ご利用ください。

取扱業務

○各種諸証明の発行等

- ・住民票の写し
- ・戸籍謄本・抄本の発行
- ・印鑑登録・印鑑証明
- ・税の諸証明

※印鑑登録証明書の発行は、必ず印鑑登録証（カード）を持参してください。

○現金の出納

- ・税・各種公共料金の納付

※ 戸籍届出（婚姻・出生・死亡など）の受領は、平日の時間外及び祝日・休日も従来どおり役場庁舎の宿直室（1階）で行います。

問い合わせ先 総務課総務室 電話 43-3500